

Minapo(みなぽ)今年もやります!

～皆野町健康ポイントカード～

健診や町の事業に参加をして健康とプレゼントをもらっちゃおう!
カードは健診を受けたかたにお渡しします。
ポイントは翌年度に繰り越せません。

対象 20歳以上の町民
期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
景品 クオカード(1,000円分)
☆20ポイントで景品と交換できます!

必須項目 住民健診を受診

5ポイント
人間ドック・職場健診でもOK

ポイントを貯める

・がん検診 何種類受けても	5ポイント
・早めの健診(8月末まで)	3ポイント
・結果説明会	3ポイント
・脳検診	2ポイント
・継続した運動	1ポイント
その他ポイント加算については下記まで	

問合せ 健康福祉課 健康づくり担当 ☎62-1233

お出かけタクシー

高齢のかたが、買い物や通院などでタクシーを利用した場合、その料金の半額相当を助成します。

対象者

- 次のすべての項目に該当するかた
- 皆野町に住所を有する70歳以上のかた
 - 自動車運転免許証を持たないかた(二輪運転免許証を除く)
 - 町税及び使用料などの滞納がないかた

対象地区

町内全域

助成内容

利用したタクシー運賃の半額相当を、町が交付する利用券により助成します。
利用券1枚の助成額は500円で、対象地区ごとに町が定めた枚数を交付します。
利用券が使用できる区域は、町内に限ります。

利用できるタクシー会社

- 秩父丸通タクシー
- 秩父観光タクシー

申請

介護保険被保険者証など対象者としての要件を確認できるもの及び印鑑を持参し、健康福祉課福祉介護担当へ申請してください。

※平成29年度分の利用券は使用できません。残券はお返しください。

4月から福祉の各手当支給額が変わります。

下記の各手当額は、支給額の実質的な価値を維持するために、物価が上昇すれば増額し、下降すれば減額する仕組み(物価スライド制)になっています。これに従い、手当額がそれぞれ、改定されました。

	平成29年度月額		平成30年度月額
児童扶養手当 (全部支給 本体額)	42,290円	→	42,500円
児童扶養手当 (一部支給 本体額)	9,980円 42,280円	→	10,030円 42,490円
特別児童扶養手当 (1級)	51,450円	→	51,700円
特別児童扶養手当 (2級)	34,270円	→	34,430円
特別障害者手当	26,810円	→	26,940円
障害児福祉手当	14,580円	→	14,650円

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233